

最近の経済対策における雇用対策

安心実現のための緊急総合対策

(平成20年8月29日)

一次補正 99.4億円(うち一般11.8億円)

(対策の概要)

1 非正規雇用対策等の推進【28億円】

- ・日雇派遣労働者等の安定就職支援等 (6.8)
- ・フリーター等の常用雇用化支援の拡充(トライアル雇用制度の対象者に35~39歳を追加等) (7.2)
- ・訓練期間中の生活保障給付(月10万円)の創設等 (9.7)
- ・非正規労働者就労支援センター(以下「非正規センター」)(3カ所)の設置 (3.4)

2 中小企業の雇用維持への支援【69億円】

- ・中小企業への雇用維持支援拡充(中小企業緊急雇用安定助成金の創設(貸金等の2/3→4/5を助成) (45)
- ・離職者訓練の重点的な実施 (5.7)

3 女性の就労支援【0.8億円】

- ・マザーズハローワーク事業の拡充(マザーズコーナーを10カ所増) (0.8)

4 高齢者の就労支援【0.4億円】

- ・特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」)のメニューに65歳以上の高齢者を追加するほか、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を実施 (0.4)

5 障害者の就労支援【1.1億円】

- ・特開金の支給期間の延長(1年→1年半)
- ・障害者専門支援員の拡充(227人→297人)

6 介護サービスの確保(制度要求)

- ・介護人材確保職場定着支援助成金(介護業務未経験者を雇入れた事業主へ50万円助成)の創設

生活対策

(平成20年10月30日)

二次補正 2,505億円
21年度予算案(追加要求分) 約300億円

(対策の概要)

1 家計緊急支援対策

- ・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組(1.2→0.8%)

2 雇用セーフティネット強化対策【2,766億円】

- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の創設(中小企業100万円、大企業50万円) (218)
- ・非正規センターの増設(3→5カ所) (1.2)
- ・訓練期間中の生活保障給付の拡充(10→12万円等)
- ・中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金の拡充(被保険者期間6カ月未満の者を対象等) (35)
- ・ふるさと雇用再生特別交付金の創設 (2,500)
- ・離職者訓練の追加実施 (4.2)

3 生活安心確保対策【75億円】

- ・介護人材確保職場定着支援助成金の拡充(年長フリーター等を雇入れた場合は50→100万円) (57)
- ・介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設(経費の1/2を助成) (3.8)
- ・中小企業子育て支援助成金の拡充(支給対象範囲を拡大(2人目→5人目)2人目以降の支給額 60→80万円等) (3.4)
- ・障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設(障害者を初めて雇入れた場合100万円支給) (5.0)
- ・特例子会社等設立促進助成金の創設(初年度2000万円等) (4.5)

生活防衛のための緊急対策

(平成20年12月19日)

二次補正 1,542億円(うち一般1,500億円)
21年度予算(追加要求分)約1,300億円

(対策の概要)

1 住宅・生活対策【293億円】

- ・住宅の継続貸与事業主への助成(月4~6万円 6カ月まで) (40)
- ・住宅・生活支援の資金貸付(最大186万円) (252)
- ・雇用促進住宅の最大限の活用

2 雇用維持対策【504億円】

- ・雇用調整助成金等の拡充(大企業の助成率1/2→2/3) (410)
- ・自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設(中小企業100万円、大企業50万円) (89)
- ・解雇・雇止め等労働条件問題への適切な対応等

3 再就職支援対策【2,075億円】

- ・緊急雇用創出事業の創設 (1,500)
- ・特開金の支給額増額(90→135万円等) (378)
- ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施(最長2年間) (119)

4 内定取消し対策【3.3億円】

- ・内定取消しに関する相談、企業指導の強化
- ・年長フリーター支援のための特別奨励金の対象に内定を取り消された就職未決定者を追加 (2.4)

5 雇用保険制度の機能強化

- ・雇用保険の給付の見直し等

※1) 計数整理の結果、異動を生ずることがある

※2) 一次補正は、平成20年10月16日成立、二次補正は平成21年1月27日成立

※3) 括弧内の単位は億円